

1. 「農業の振興に関する計画」について

「農業の振興に関する計画」とは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項27号に基づく計画(以下「27号計画」という。)で、町の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完するものです。

生産性の高い優良農地においては、農地転用は原則不許可ですが、「27号計画」に位置付けられた施設の用に供する場合には、優良農地であっても限定的に農用地区域から除外し農地転用が可能とされています。

琴浦町の農業の振興に関する計画は、法万地内の第1種農地を農用地区域から除外し、ワイナリーを中心としたレストランや宿泊施設等の複合施設を建設することで、①ブドウ栽培による耕作放棄地の発生防止、解消等、②ワイン等の新たな加工品の推進、③レストランへの地元農畜水産物の使用による生産者の所得向上、④琴浦町の新たな魅力発信など、当該地域における農業の振興を図ることを目的として策定するものです。

2. 定期的な検証について

27号計画に位置付けられた施設については、当該施設が地域の農業の振興に寄与しているか否かについて、関係機関(琴浦町農業委員会)の意見を聴いたうえで定期的(毎年7月)に検証し、町ホームページで公表することとされています。

3. 対象施設及び検証内容等について

令和6年5月末時点

	施設の種類	面積(m ²)	農業振興の方策・効用等	検証結果	目標達成の状況
ア	町内における加工用ぶどうの作付面積	現状 506a 目標 700a (R5年度)	琴浦町の新たな産物として、ぶどう栽培を推進することで耕作放棄地の発生防止と解消を図るとともに、畑かん施設の有効利用を促進する。また、生産されたブドウを加工へ用いることで、出荷時におけるロスを減少させ、農業者の所得向上を図る。	令和5年度は新たな苗の作付け場所の調整のついたほ場が2箇所0.47haあり、微増ではあったが、耕作放棄地の解消に至った。 畑かん施設は、令和5年度に作付した圃場(面積0.47ha)にかん水設備を整備し、有効活用が図られた。	一部達成 72%
イ	施設の整備状況 ・ワイン醸造所 ・レストラン等 ・宿泊施設 ・駐車場等 ・ぶどう園	現状 0% 目標 100% (R5年度)	琴浦町産ぶどうを用いたワインを生産することで、町の特産品としてブランド化を図るとともに、都市交流等をおし、梨などの他の特産品をPRし、消費拡大を図る。	コロナ禍の影響により施設建設のスケジュールが開始予定時期である令和3年1月からずれこんでいるものの、令和6年6月より設計業務が着手された。	整備状況 0%

4. 琴浦町農業委員会の意見について

ア 町内における加工用ぶどうの作付面積

地元産ぶどうの栽培面積を増やし、目標面積の達成、耕作放棄地の発生防止及び解消に向けて計画的に取り組んでいただきたい。

また、ぶどう農場の除草作業を適期に行う等、栽培管理を適切に行っていただきたい。

イ 施設の整備状況

ワイナリーをベースにしたレストラン、直売所や宿泊施設等の整備計画については、地元及び周辺農地耕作者に対し丁寧に説明を行っていただきたい。

また、地域雇用の創出や地元の農畜水産物の活用を通じて琴浦ブランドの情報発信とともに、地域農業の振興が図られることを期待する。